



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2019 年 4 月 No.2

改正労働者保護法による会計上の留意点

お客様各位

国民立法議会にて承認された法定解雇金の引き上げを含む改正労働者保護法が 2019 年 4 月 5 日に国王によって署名され、同日付で官報 (Royal Gazette) にて公告されました。改正法の施行日は官報に掲載された日から 30 日後の 2019 年 5 月 5 日 になります。

当該法改正に関する会計上の取り扱いを以下に解説します。

現行法では、最終給与の 300 日分の法定解雇金が上限でしたが、改正法施行日 (2019 年 5 月 5 日) 以降は、勤続年数 20 年以上の従業員に対して、最終給与の 400 日分の法定解雇金の支払いが義務付けられるため、退職給付債務が増加することになります。法律の改正に基づく退職給付債務の増加は、制度変更に伴う退職給付債務の増加となる為、会計上は過去勤務費用の取り扱いとなり、改正法施行日に、即時に損益計算書上で費用認識する必要があります。

以下に 3 月決算の会社を例にとって、会計上の取り扱い及び留意事項について説明します。

改正法施行日が決算日 (2019 年 3 月 31 日) 以降のため、後発事象に該当します。貸借対照表及び損益計算書の修正は不要ですが、財務諸表の注記での開示の検討が必要となります。

1. 本法改正による影響額の重要性が高い場合

決算日後において発生し、当該事業年度には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象であり、影響額が重要な場合は、「開示後発事象」として、財務諸表の注記「重要な後発事象」のパートにて、労働者保護法の改正の事実、影響額等の開示が必要になります。

2. 本法改正による影響額の重要性が低い場合

特段の開示は不要です。

なお、改正法施行日が 2019 年 5 月 5 日 であるため、2019 年 3 月期の決算においては、改正法を早期適用して退職給付引当金を計上することは、原則として認められません。

但し、今回の労働者保護法の改正を見越し、決算日（2019年3月31日）迄に会社の就業規則や退職金規定を改正法に沿って改定している場合は、その社内規定に基づき、2019年3月期の決算において退職給付債務を計上することになります。

本件に関してご質問等がございましたら、下記までご遠慮なくご相談ください。

KPMG 税務・法務担当者

■ 宮田 一宏、ディレクター
E: kazuhiro@kpmg.co.th

■ 蓑毛 徹、マネジャー
E: tminomo@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

■ KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2019 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

twitter.com/KPMG_TH
youtube.com/KPMGinThailand
facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app



Anticipate. Innovate. Deliver

kpmg.com/th

